

平成30年11月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(請願審査)

平成30年12月21日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、
請第1号『藤枝市における適正な文書管理と情報公開の徹底
を求める請願』の審査の経過と結果について、
主な質疑等を中心に報告いたします。

審査は、請願代表者による趣旨説明、意見陳述ちんじゅつののち、
請願代表者、執行部の順で、委員から質疑を行う方法で
実施しました。

はじめに、請願代表者より、「藤枝市議会として、
ヒアリング記録の破棄とヒアリング結果比較表の改ざんに
ついて、実情を十分に調査し、結果を市民に明らかにして
ほしい。藤枝市のすべての部門で、適正な文書管理を
徹底するよう、具体的な方策ほうさくを検討し、
市長に具申してほしい。」との請願趣旨の説明がありました。

その後、請願代表者に対し、

「メモも公文書である、という見解けんかいがあるが、
どう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝市文書取扱規程によると、
職員が職務上取り扱うすべての文書について規定しており、
その文書は保存しなければならない。

よって、職務上作成されたメモは公文書であり、保存しなければならないと判断している。」
という答弁がありました。

次に、「ヒアリング結果比較表を改ざんしたと言える理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成 29 年 3 月 3 日付 公文書開示請求と平成 29 年 3 月 24 日付 公文書開示請求で示されたそれぞれのヒアリング結果比較表で、「ヒアリング日」の項目が削除されていたことが改ざんと言える。」という答弁がありました。

次に、「業者とのヒアリングを 8 回実施しており、その膨大なメモは、公文書だと言えるが、
請願代表者はどう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「業者とのヒアリング記録は、職務上必要なものとして記録したもののなので、確実に公文書だと言えると思う。」という答弁がありました。

続いて、執行部に対し、「メモも公文書である、という
見解があるが、どう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「いわゆる、下書き段階のメモは

公文書には当たらないという^{かいしゃく}解釈である。
公文書の定義は、藤枝市情報公開条例に規定している。
一方、文書の定義は、藤枝市文書取扱規程で定めており、
事務処理のために作成する書類、帳簿、伝票等の記録とし、
その^{しゅうじゅ}收受や^{かいしゃく}起案等の規定を論理的に^{かいしゃく}解釈すれば、
実質的に公文書の取扱を定めていると^{かいしゃく}解釈している。
また、組織的に用いて作成した文書は文書取扱規程に基づき、
適切に保存し、そして、市民へは、藤枝市情報公開条例に
基づき、^{かいじ}開示の決定を行っている。」
という答弁がありました。

次に、「本^{しゅし}請願の趣旨である、ヒアリング記録のメモは
公文書かどうか考えを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国の行政文書の管理に関する
ガイドラインに基づき、ヒアリング記録のメモは、
個人で使用し、組織的に用いていないので、
公文書には^{かい}該当しないと^{かい}解している。
なお、そのメモは、^{せいしよ}すぐ清書という形で比較表に書き写し、
公文書ではないという、判断である。」
という答弁がありました。

次に、「請願の趣旨では、ヒアリング結果比較表の改ざんとあるが、どう捉えているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「情報公開審査会の指示で確認したが、病院は、ヒアリング内容を求める開示請求^{かいじ}に対して、いつヒアリングが行われたかについては、本質的な比較とは、特に関係がないという判断をしたということであった。これに対し、情報公開審査会は、その回数等を確認したときに、特段そこに大きな差があるわけではなく、文書に与える影響はないと判断し、「修正前後の文書の内容に齟齬^{そご}はない」という結論を出した。よって、改ざんではないと理解している。」という答弁がありました。

次に、「このたびの病院の文書管理について、総務課の立場として、どのような事務処理^{だとう}が妥当であったのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本来であれば、決裁が完了していれば、当該決裁^{とうがい}を修正する旨^{むね}の決裁を改めて起案し、最新の行政処分であることを明示して保存する。若しくは、決裁を取り直し、開示した最新のヒアリング結果比較表のみを保存すべきであったと考える。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り

一委員より、「藤枝市立総合病院の患者給食 業務委託に際して行った業者からのヒアリング記録の破棄、あるいは、開示した公文書の修正については、これまで、藤枝市情報公開審査会の審査を経て、検証が行われており、また、一連の事務手続の透明性についても、住民監査請求に対する監査により、こちらも十分な検証が行われている。

なお、市の全部門で適正な文書管理を徹底するよう求めることについては、既に、市議会から市長に対し、平成30年10月26日付 来年度予算への提言書により、

「国の行政文書の管理に関するガイドライン」の徹底を求めており、当局も、平成29年12月26日に改正されたガイドラインに基づいて、文書管理ルールの再確認等を行う旨の意向を示している。

したがって、請願の根拠となる市立総合病院における公文書の破棄や改ざんの事実はなく、これを論拠として、市全体の適正な文書管理や情報公開の徹底を求める本請願の採択に反対する。」という討論がありました。

次に、一委員より「今回の請願も含めて、病院の給食問題については、過去、請願が複数出され、住民監査請求も複数回行われている。

また、請願代表者が指摘したことは、情報公開審査会の結論が、文書が残されていないことを「遺憾^{いかん}である」としている。

これは、病院の文書管理が適切でないこととしており、そのように受けとめるべきだと思う。

したがって、これが単なるメモかどうか、改ざんかどうかという問題も、基本的にこういうやり方^えはあり得ない。そのことも明らかになった。本日、長い議論を行ったが、これは将来に向かって、しっかりした基礎をつくっていく、その一歩になったと思う。

請願にしても、住民監査請求にしても、いわば民主主義を求める動きであり、これに対し、市議会が背中を向けるというのは、いかななものか強く思い、本請願の採択に賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。